

柏市公共下水道区域外流入指導要領

制定 平成26年11月1日

施行 平成26年11月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市下水道条例（昭和48年柏市条例第30号）第17条第1項に基づく柏市下水道条例施行規則（昭和48年柏市規則第31号。以下「規則」という。）第16条に係る許可申請のうち、柏市公共下水道事業計画（事業認可）区域外から汚水に係る公共下水道へ接続（以下「区域外流入」という。）する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 市長は、次に掲げる要件全てに該当する場合、区域外流入の許可（以下「許可」という。）をすることができる。ただし、千葉県手賀沼流域下水道管理者及び千葉県江戸川流域下水道管理者と区域外流入協議が必要な地区については、当該流域下水道管理者に支障ないと了承された場合に、許可をすることができる。

- (1) 許可対象の土地が柏市公共下水道全体計画区域内であること。
ただし、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための公の施設であって、社会的利益が大きく他への波及が少なく、将来、柏市公共下水道全体計画に編入協議が整っている場合は、この限りではない。
- (2) 公共下水道の設置されている道路に面していること。ただし、整備計画に基づいて整備する場合は、この限りではない。
- (3) 計画処理区域を越えないこと。
- (4) 自然流下により汚水に係る公共下水道に流入させることができること。
- (5) 汚水の水質が、関係法令等の基準に適合しているものであること。
- (6) 汚水の流入量が、公共下水道施設の構造及び管理に影響を与えない範囲であること。
- (7) 許可対象の土地の生活排水の放流先が未整備で、周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があること。

(許可申請)

第3条 区域外流入の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第16条第1項の物件設置(変更)許可申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

- (1) 区域外流入理由書
- (2) 案内図
- (3) 現況写真
- (4) 施設及び建物平面図
- (5) 排水計画平面図(汚水は赤色、雨水は青色で排水元から放流先までの排水ルートを記入したもの)
- (6) 公図の写し
- (7) 登記簿
- (8) 流入計算書
- (9) 計画水質
- (10) 開発協議、農地転用等の写し
- (11) 土地売買契約書、定期借地契約書等の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類
(工事の実施等)

第4条 許可を受けた者は、公共下水道の本管に接続するための公共汚水枳及び取付管等並びに排水設備の工事をするに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

2 許可を受けた者は、速やかに前項の工事に着手するものとし、かつ、当該工事に要する費用を負担するものとする。

3 市長は、許可を受けた者が第1項の工事に速やかに着手しない場合は、速やかに当該工事に着手するよう指導するものとする。

(適用の制限)

第5条 この要領において、柏市水洗便所改造等資金条例(昭和48年柏市条例第31号)の規定は、適用しない。

(報告)

第6条 市長は、使用者が流入を開始した時は、速やかに千葉県手賀沼流域下水道管理者及び千葉県江戸川流域下水道管理者に報告するものとする。

(変更等)

第7条 使用者は，その排除する汚水の水量又は水質を変更し，若しくは公共下水道の使用を廃止する場合は，事前に市長と協議するものとする。

（協力金）

第8条 市長は，下水道法（昭和33年法律第79号）第24条第1項の規定による許可を受けた者のうち，当該許可に係る公共下水道の排水区域外から当該公共下水道に下水を排除する者に対し，区域外流入に伴う協力金として，柏市公共下水道事業受益者負担条例（昭和56年柏市条例第24号）別表分担金の項に規定する金額に相当する額を納めるよう依頼するものとする。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要領は，平成26年11月1日から施行する。